

●本号の内容 武委員長裁判、一審判決.....	p1
韓国建設労組が連帯行動.....	p2
弁護団声明.....	p3

事件の構図にほころび

7・13武委員長裁判、一部無罪の判決（大阪地裁）

7月13日（火）10:00、武委員長の裁判で、佐藤卓生裁判長（大阪地裁11刑事部）が出した判決主文は、「懲役3年、未決参入190日、執行猶予5年。公訴事実中の恐喝の点については無罪」というものだった。

この裁判は、①大阪ストライキ事件（威力業務妨害）②コンプライアンス活動（フジタ事件・恐喝未遂）、③タイヨー生コン事件（同・恐喝）の3つの事件を併合したもの。判決は、③について無罪、①、②について有罪とした。

検察の「懲役8年」という重い求刑、そして有罪率ほぼ100%の日本の刑事裁判の現状から、実刑判決もありうると組合側はみていた。その想定は幸いにも外れたことになる。

法廷には大阪広域協組の木村理事長、地神副理事長、大山副理事長ら幹部が顔を揃えていたが、実刑判決を期待していたかれらはよほど納得できなかつたのだろう。裁判長が主文を読み上げたのちに判決理由の朗読をはじめると、話がちがうじゃないかと言わんばかりに、しきりに首を振ったあげく、早々に席を立つて出ていった。

●労働法理と産別運動の無知・無理解で有罪判決

そうはいっても重罰判決である。

佐藤裁判長は昨年10月、①の大阪ストライキ事件については、ストの「指示役」とされた西山執行委員ら2人に対し懲役2年6月という不当判決を出した裁判官。今回の判決でも「雇用関係がない相手に対する団体行動は正当な組合活動と判断される余地がない」とした前回判決と同じ暴論をくりかえし、2017年12月の関生支部の行動を威力業務妨害と決めつけ、武委員長の「指導者としての責任は重大」と批難した。

①のフジタ事件については、大手ゼネコン、フジタに対するコンプライアンス活動が正当な組合活動であるとの弁護団の主張を真剣に検討した形跡がほとんどみられない。協同組合と労働組合が連携して大手ゼネコンによる買いたたきを規制する活動は、生コンの品質不良を防止する社会的役割と意義ももつている。まして、労働者と近隣住民の安全と環境を守るために建設現場の法令違反を指摘する活動は当然の労働組合活動である。ところが判決は、法令違反の指摘がひとつひとつは短時間かつ平穏な態様だったことを認めながらも、それは個々の行為としてではなく4か月にわたる一体の行動として評価すべきだという屁理屈で、また、フジタ本社、支店、親会社の大和ハウス工業など複数箇所のビルまきなどを伴った行動だから、「執拗かつ強力にフジタに心理的な負担を与えた」ものであり脅迫にあたるという。念のためいっておくと、4か月間、関生支部が毎日フジタの現場でコンプライアンス活動をしたわけではない。重大災害を招きかねない安全上の法令違反を犯し、品質不安のある安売り業者からの生コン購入に固執したフジタを、どうして裁判所はかばいだてる必要があるのだろうか。

●一部無罪はなにを意味するか

一方で、③の恐喝事件は無罪だった。この意味は重大だ。

(次ページに続く)

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合） お問い合わせ03-5830-6418

この事件は「タイヨー生コン事件」。生コン業者が学働館建設に寄付したカンパ金について、滋賀県警組織犯罪対策課と大津地検が、コンプライアンス活動によって脅し取った恐喝事件とでっち上げて、武委員長と湯川副委員長を逮捕、起訴したもので、一連の「関西生コン事件」の典型といつてもいい。

なぜ典型といふのかといえば、警察と検察は、「関生支部は、ストライキと称する威力業務妨害、コンプライアンス活動と称するいやがらせによって、生コン業者から金銭を脅し取ってきた特異な反社会的集団」などとする構図を描いて、労働基本権保障や労組法による刑事免責などはおかまいなしに、関生支部のひとつひとつの組合活動を恐喝行為や強要行為になぞらえて一連の刑事事件をつくってきたからだ。

しかし、一審判決は、関生支部のコンプライアンス活動の態様が、「脅迫的であったり、高圧的であったり、相手を畏怖させるような不穏な発言に及んだなどとは認められない」としたほか、脅されたとされる生コン業者や関係者の供述を詳細に検討したうえで、武委員長と湯川副委員長が金銭を要求したことや脅し取ったことはない、だから「犯罪の証明」がないので無罪とせざるをえなかつた。もともと無理筋な事件の構図にはころびが生じたといつてもいい。

このほころびをいつそう拡大して、事件の構図そのものを破たんさせることだ。組合側は即日控訴している。

●全労働者・労働組合の権利に対する挑戦と受け止め、

全面無罪にむけて奮闘を

いずれにしても、今回の判決は、今日の裁判官と裁判所がいかに労働法理と産業別運動について無知・無理解であるかを私たちに教えている。裁判所も大阪広域協組とレイシストが喧伝したフェイクニュースに毒されきっているといわねばならない。

このような司法判断がまかり通るならば、企業別の労使交渉以外の労働組合活動はすべて犯罪とされかねない。日本や世界の産業別労働組合が公正な産業秩序と労働条件を確立するために日常的におこなっているコンプライアンス活動もことごとく犯罪とされかねない。

この判決は、まさにすべての労働者・労働組合の権利と労働基本権保障に対する重大な挑戦にほかならない。

韓国建設労組が連帯行動

7/12 日本大使館に抗議行動



全日建と 20 年来の同志的共闘関係を築いてきた韓国民主労総の建設労組が、判決前日の 7 月 12 日、ソウルの日本大使館に対し、抗議行動を組織した。

当初は抗議集会の予定だったが、韓国でもコロナ感染が拡大したため前の週に政府が集会禁止を指示したことから、代表者による抗議文の手交とスタンディングに切り替えたところ、大使館側は機動隊を配置して申入書の受け取りも拒否した。建設労組のイ・ヨンチャイ・ヨンチョル委員長（写真右）ヨル委員長

らは、怒りのシュプレヒコールとともに、抗議文を投げ込み、プラカードをかかげてスタンディングをつづけた。

判決日の 13 日朝は、大阪地裁前の判決集会に合わせて、韓国からイ・ヨンチョル委員長が電話で発言参加。以下は、その発言要旨。

国家暴力に弾圧されている全日本建設運輸連帯労組の仲間たちへ

「万国の労働者は一つだ」という宣言のもと、韓国の建設労働者たちが連帯の思いを込めて、挨

掲の言葉をお送りします。

日本の労働者たちへの弾圧は資本と政権が一体になり、労働者の権利を抹殺しようとする画策であります。労働者の権利である労働条件と環境問題の改善、そして雇用を求める当たり前の要求を恐喝だと罵り、組織的犯罪とする日本の政権は資本の利益ばかり代表しているようです。



この 20 年の間、韓国の生コン労働者たちと日本の労働者たちは連帯を通じて弾圧を受けている労働者たちのため、共に戦い共に対応してきた歴史を誇っています。

20年が経った今、韓国と日本の労働者たちは政権と資本にまた弾圧されています。

日本の労働者が弾圧に曝されているこの時期、韓国の労働者たちも労働組合の認定と労働条件の改善、また運送費の引き上げを求める戦いを繰り広げている中、9人の建設労働者が拘束され、数人の幹部と組合員たちが検察・警察の調査を受けています。

日本の労働者たちが弾圧に屈服せず戦い続けているように、韓国の労働者たちも弾圧に真っ正面に向き合い、屈することなく戦い続けています。

全日本建設運輸連帯労組の労働者たちの戦い、そして韓国の建設労働者たちの戦いはこれからも続くと思います。正しい戦いだからこそ、当たり前の戦いだからこそ我々の戦いは絶えることなく前に進んで行くと思います。

日本の同志たちよ！

コロナ過のせいで、手紙と電話でしか連絡の思いをお伝えするしかありません。

再び韓国と日本の同志たちが交流を深め、万国の労働者が一つであることを示さなければなりません。

「我々は一つだ！」 団結！頑張ろう！

【弁護団声明】

関生支部武建一委員長に対する2021年7月13日判決について

2021年7月13日
関生支部弁護団

本日7月13日、大阪地方裁判所第11刑事部は、武建一関生支部委員長にかかる威力業務妨害・恐喝未遂・恐喝被告事件について、懲役8年の求刑に対して恐喝事件を無罪とした上、懲役3年、執行猶予5年を宣告した。

しかし、本判決には、以下に述べるとおり、いくつもの大きな誤りがあり、すべての事件が無罪とされるべきであった。

威力業務妨害事件について

威力業務妨害事件については、柳元副委員長、西山執行委員に対して、昨年10月8日に本日と同じ裁判所が判決を言い渡していた。先の判決にはその産業別労働運動の無知・無理解に対し

て労働法研究者などから広く批判が寄せられていたが、本日の判決は先とほぼ同旨の内容の判決であった。

被告人らの行為について、弁護人が労働組合活動としての正当性を主張したのに対して、判決は被害者とされる企業には関生支部組合員が雇用されていないから、争議行為の相手方となる使用者と認められず、違法性が阻却される余地はないとした。そのため、関生支部が企業に協力して、中小企業の大同団結を勝ち取りその結果として生コン価格が大幅に値上げされたにもかかわらず、それが生コン輸送運賃の値上げや労働者の雇用・労働条件に反映されることがなかったため本件ストライキに至ったという、経緯・経過の一切について判決は言及しない。

しかし、労働組合員との間に雇用関係がなければ労組法上の使用者と認めないという本判決は、労働組合の活動を企業別・企業内に限ろうとするものである。企業別・企業内以外の労働組合も憲法が団結権・団体行動権を保障する労働組合であることを本判決は否定している。

恐喝未遂事件について

判決は、労働者や近隣住民の生命・身体をも危うくしかねない工事現場の法令違反を指摘するなどした組合員の一つ一つの行為については判断・評価することなく、すべては施工者であるゼネコンに強い圧力を加え、生コン協同組合の員外社から員内社に生コン供給業者を変更させるために行われたから、恐喝行為に当たるとした。そして、一連の行為を全体としてみると、対応に追われたゼネコン関係者の負担は重いなどとして、不公正な競争を排除する目的があっても正当化できない、公益に合致する結果を伴うとしても行為が正当化されるものではないとした。

この判断も、産業別・職業別労働組合が、大企業との関係で従属的立場におかれている中小企業協同組合と協力して行う産業政策運動の意義を見ようとするものである。

判決は、ゼネコン関係者の負担を理由に、ゼネコンなどの労働安全衛生法令や道路運送車両法などに違反する行為を免罪している。それだけでなく、中小企業等協同組合法が協同組合に独禁法の適用を除外した趣旨を無視している。判決は、ゼネコンなどによる生コンの買い叩きを許し、結果として品質不良生コンが社会インフラに使用されることを助長する。また、生コン買い叩きが帰結する生コン産業で働く者の労働条件の悪化、労働者の地位の低下にも沈黙している。

恐喝事件について

恐喝事件が無罪とされたことは当然のことである。判決が指摘したとおり、武委員長と湯川副委員長が恐喝行為を行ったと認めることができる証拠ははじめから何も存在しなかった。問題は、それにもかかわらず、あえて関生支部の委員長と副委員長が恐喝罪で逮捕起訴されたことである。

もともと、前述の恐喝未遂事件同様に関生支部と共謀して企業を恐喝した疑いがあるとして、本件の「被害者」とされている会社の代表者が警察から取り調べを受けていた。その取調べの中で、同社が関生支部に1000万円を寄付していたことが警察に判明した。そして、同社代表者は被疑者とされた恐喝事件では立件されず、かえって関生支部委員長・副委員長を恐喝の加害者、同社を恐喝の被害者とする事件がつくり出されたのである。

一連の弾圧は、関西一円の府県警がゼネコンや大阪広域協と連携して、労働組合つぶしを企図したものである。本日の判決はそのことを認めなかった。しかし、恐喝事件の無罪判決は、関生支部組合員に対する一連の大規模な弾圧が、犯罪とすべきでないものを犯罪としてつくり出された弾圧であることを端的に示している。

弁護団は、判決に対して、即日、控訴した。武委員長をはじめ被告人とされた全ての組合員の無罪を勝ち取るまでともに闘い抜く所存である。

以上

関生支部武建一委員長への不当判決に抗議する

7月13日、大阪地裁（佐藤卓生裁判長）は、全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（以下関生支部）武建一委員長に対して、その指導の下に組織的に行われたストライキが威力業務妨害にあたるとし、また、コンプライアンス活動が脅迫にあたるとして、懲役3年執行猶予5年の重罰判決を出した。文化人・労働者、市民などで組織する「関西生コンを支援する会」は、この司法の暴挙に大きな怒りを持って抗議する。

判決は「被害者とされる企業には、関生支部組合員が雇用されていない」として、かかる企業は争議の対象とはならないと主張しているが、多くの労働法学者が産業別労働組合運動として正当化されることを明らかにしてきた。労働組合運動の相手方は組合員が雇用される企業だけに限られると考える狭隘な法解釈で、労働者全体の地位・労働条件向上を図る活動を阻害することは、憲法の規定およびこれまでの労働運動の歴史からも許されるはずはない。

そもそも、関生支部は、労働委員会が認めた正当な労働組合である。そしてその組合が権利を行使した場合、労働組合法第1条と第8条は、刑事責任と民事責任は問えないと規定している。また、国際人権規約（社会権規約）の第8条(d)項は労働者の全世界共通の権利として、団結権・争議権を保障している。司法は、労働者の権利を自ら侵害し、日本社会をどのように考えているのか。理解しがたい。

また、関生支部が行ってきた企業の不正な行為をただそうとするコンプライアンス活動を、ゼネコン関係者の負担は重いなどと、行為の正当性を否定する。企業の法令違反を、「重い負担」などとして免罪する司法判断があつていいとは考えられない。労働者の安全や市民の権利を守ろうとする活動に理解を寄せることがなく、企業の法令違反を擁護・免罪し、労働組合を弾圧する。司法が法の番人の役割を放棄したとしか考えられない。

判決は、検察官の8年の求刑に対して、恐喝事件を無罪として大きく減刑している。判決が、どのような理由をつけようとも、検察官の求刑に与することが出来なかつたことに、本事件の本質が見える。関生支部に関する様々なでっち上げられた事件は、各府県警察と検察が、関生支部という労働組合の弾圧を目的に行われてきた。検察官による、関生支部組合員に対する組合脱退強要の事実が、そのことを明らかにしている。働く者の職場の多くが中小企業である生コン産業において、中小企業の利益を守り、労働条件の向上をめざして大きな成果を上げてきた関生支部のとりくみを、そのことを以て弾圧する権力側の姿勢を私たちは絶対に許してはならない。

1945年10月11日、連合国最高司令官総司令部（GHQ）は、日本の民主化のための五大改革指令を発した。女性の解放、教育の自由化、秘密警察の撤廃、財閥解体、そして労働組合結成の促進だった。戦後の民主主義の確立になぜ労働組合結成の促進が必要とされたのか、そして、今なぜ労働組合への弾圧なのか、その意味を私たちはしっかりと捉え直さなくてはならない。

「関西生コンを支援する会」は、民主主義の基本に、しっかりとした労働組合運動がなくてはならないと考える。そのために、働く多くの仲間と連帯し、関生支部への弾圧を許さず、民主主義の確立と、働く者の地位向上に、最後までとりくむことの決意を表明する。

2021年7月16日

関西生コンを支援する会

2021年 月 日

要 請 署 名

労働基本権保障の法理をふまえ、
一審判決の誤りを正す公正な判断を示してください

令和3年（う）第121号 威力業務妨害被告事件（大阪スト2次事件）
大阪高等裁判所第4刑事部御中

令和3年（う）第401号 威力業務妨害被告事件（大阪スト1次事件）
大阪高等裁判所第2刑事部御中

令和3年（う）第108号 強要未遂被告事件（加茂生コン第1事件）
大阪高等裁判所第6刑事部御中

労組・団体名

代表者名

印

連絡先

御府係属中の上記3つの事件は、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の組合員がおこなった正当な組合活動に対し、大阪地裁および京都地裁が威力業務妨害事件や強要未遂事件として出した一審判決を不服として控訴したものです。

大阪スト1次および2次事件の一審判決は、組合員不在の企業は使用者ではないとの形式論理によって、組合活動を正当性判断の俎上にすらのせないという粗暴な論理にもとづくものです。このような産業別労働組合に対する無知・無理解による誤った判断は、産業別労働組合の実質的な否定、さらには産業別労働組合の団体行動権保障に対する否定という点で、憲法28条違反といわざるをえません。

また、加茂生コン第1事件の一審判決は、使用者の強固な不当労働行為に対する組合の抗議行動を、労使関係における組合の行為ととらえず、一般の市民社会における市民同士の出来事のようにとらえて強要未遂と判断したものです。使用者側の反組合的行為を免罪する誤りを犯したものというほかありません。

一審判決は、関生支部のみならず、すべての労働組合の労働基本権に対する重大な挑戦といわざるをえません。御府におかれでは、労働基本権保障の法理にもとづき、このような一審判決の誤りを正し、公正な判断を示すよう要請します。

以上

2021年 月 日

要 請 署 名

労働基本権保障の法理をふまえ、 一審判決の誤りを正す公正な判断を示してください

令和3年（う）第121号 威力業務妨害被告事件（大阪スト2次事件）
大阪高等裁判所第4刑事部御中

令和3年（う）第401号 威力業務妨害被告事件（大阪スト1次事件）
大阪高等裁判所第2刑事部御中

令和3年（う）第108号 強要未遂被告事件（加茂生コン第1事件）
大阪高等裁判所第6刑事部御中

御府係属中の上記3つの事件は、関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の組合員がおこなった正当な組合活動に対し、大阪地裁および京都地裁が威力業務妨害事件や強要未遂事件として出した一審判決を不服として控訴したものです。

大阪スト1次および2次事件の一審判決は、組合員不在の企業は使用者ではないとの形式論理によって、組合活動を正当性判断の俎上にすらのせないという粗暴な論理にもとづくものです。このような産業別労働組合に対する無知・無理解による誤った判断は、産業別労働組合の実質的な否定、さらには産業別労働組合の団体行動権保障に対する否定という点で、憲法28条違反といわざるをえません。

また、加茂生コン第1事件の一審判決は、使用者の強固な不当労働行為に対する組合の抗議行動を、労使関係における組合の行為ととらえず、一般の市民社会における市民同士の出来事のようにとらえて強要未遂と判断したものです。使用者側の反組合的行為を免罪する誤りを犯したものというほかありません。

一審判決は、関生支部のみならず、すべての労働組合の労働基本権に対する重大な挑戦といわざるをえません。御府におかれでは、労働基本権保障の法理にもとづき、このような一審判決の誤りを正し、公正な判断を示すよう要請します。

以上

お名前	ご連絡先

署名活動に宣伝リーフレットの活用を

◆リーフレット

『労働法は不勉強でして…』

ストライキに協力を働きかけた説得活動が懲役2年。使用者の不当労働行為に抗議したら懲役1年。あたりまえの組合活動に対し、信じがたい重罰判決があいつぎ大阪地裁で出された。

日本はいつから労働基本権保障のない国になったのか？

一審判決の問題点をわかりやすく解説する漫画リーフレット

A4判6ページ／価格1部50円（20部以上は送料無料）



◆さらに詳しく知るために

『検証・関西生コン事件①

挑戦を受ける労働基本権保障

一審判決(大阪・京都)にみる産業別労働運動の無知・無理解』

熊沢誠（甲南大学名誉教授）

「まともな労働組合の受難—関生支部刑事訴追裁判鑑定意見書」

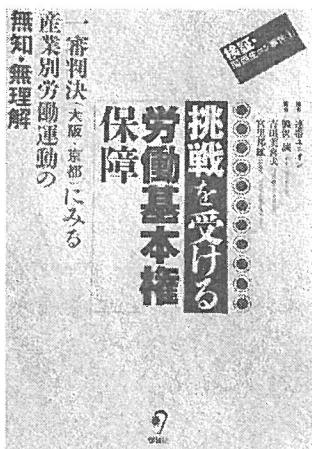
吉田美喜夫（立命館大学名誉教授）

「関西生コン事件と労働法理」

宮里邦雄（弁護士/元日本労働弁護団会長）

「大阪ストライキ事件判決批判」

A5判93ページ／価格800円（5冊以上は送料無料）



お申し込みは「関西生コンを支援する会」まで

FAX(03-5289-8223)

	部数
署名活動リーフレット「労働法は不勉強でして…」	
『挑戦を受ける労働基本権保障』	

申込者 組合・団体名

お届け先（住所）〒

お電話 ()

ご担当者様